公益社団法人坂出法人会　定款

平成２６年１２月４日

第１章　総　則

（名　称）
第　１　条　この法人は、公益社団法人坂出法人会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）
第　２　条　本会は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

第２章　目的および事業

（目　的）
第　３　条　本会は、税務知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事 業）
第　４　条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 税知識の普及を目的とする事業
(2) 納税意識の高揚を目的とする事業
(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
(4) 地域企業の健全な発展に資する事業
(5) 地域社会への貢献を目的とする事業
(6) 会員の交流に資するための事業
(7) 会員の福利厚生等に資するための事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、おもに坂出税務署管内を中心として香川県内において行うものとする。

第３章　会　員

（会員の資格）
第　５　条　本会に次の会員を置く。
(1) 正会員　坂出税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む。)で本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
(2) 賛助会員　本会の事業を賛助するため入会したもの
２　前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入 会）
第　６　条　本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、入会することができる。

（会 費）
第　７　条　会員は、総会の決議を経た会費規程に則り、会費を納入するものとする。
２　既納の会費は原則としてこれを返還しない。

（会員資格の喪失）
第　８　条　会員は次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

（1）退会
（2）法人の解散
（3）死亡
（4）除名
（5）正当な理由なく会費を３年以上滞納したとき
（6）総正会員の同意があったとき

(退 会)
第　9 条　本会を退会しようとする会員は、理事会の定めるところにより退会手続きを行い、任意に退会することができる。

(除 名)
第１０条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除することができる。
（1）本会の定款又は規則に違反したとき
（2）本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき
（3）その他除名すべき正当な事由があるとき
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

第４章　総　会

（種類及び構成）
第１１条　総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権　限)
第１２条　総会は、次の事項を決議する。
（1）　会員の除名
（2）　理事及び監事の選任又は解任
（3）　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
（4）　定款の変更
（5）　解散及び残余財産の処分
（6）　その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催及び招集）
第１３条　通常総会は、毎年１回事業年度終了後３箇月以内に開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（1）　理事会が必要と認めたとき
（2）　正会員総数の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
３　総会は、開催の日から少なくとも１週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

（議　長）
第１４条　総会の議長は、会長がこれに当たる。
（正会員の議決権）

第１５条　正会員は各１個の議決権を有する。
２　正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各１名の代表者を出席させる。
３　正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

（決　議）
第１６条　総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員数の議決権の３分の２以上の多数をもって決する。
⑴　会員の除名
⑵　監事の解任
⑶　定款の変更
⑷　解散
⑸　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事候補者の合計数が第１８条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第１７条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人２人が、署名押印しなければならない。

第５章　役　員

（役員の設置）
第１８条　本会に、次の役員を置く。
⑴　理事　２５名以上３５名以内
⑵　監事　３名以内
２　理事のうち１名を会長、６名以内を副会長とし、１５名以内を常任理事とする。
３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第１９条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。
４　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２０条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、本会を代表し、会務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
４　常任理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
５　会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度、４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２１条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
３　理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
４　前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
５　前項の規定による請求の日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。

（役員の任期）
第２２条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
３　理事又は監事については再任を妨げない。
４　補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
５　理事又は監事は、第１８条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２３条　本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合その他第１０条第１項各号の一に類する事実があったときは総会の決議により、その役員を解任することができる。

（役員の報酬）
第２４条　理事及び監事は、無報酬とする。

（損害賠償責任の免除）
第２５条　本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１１条第１項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第６章　顧問及び相談役

（顧問及び相談役）
第２６条　本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
２　顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
３　顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

４　顧問及び相談役の任期は２年とする。
５　顧問及び相談役は、無報酬とする。

第７章　理　事　会

（構　成）
第２７条　本会に理事会を置く。
２　理事会は、理事全員をもって構成する。
３　監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
４　顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

（権　限）
第２８条　理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。
(1)　本会の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

（招　集）
第２９条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）
第３０条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数及び決議）
第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３２条　理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第８章　正副会長会及び常任理事会

(正副会長会及び常任理事会)
第３３条　本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会及び常任理事会を設けることができる。
２　正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。
３　常任理事会は、会長、副会長、監事、常任理事及び各委員会委員長をもって構成する。
４　正副会長会及び常任理事会は、本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

第 9 章　委員会、部会及び支部

(委員会)
第３４条　本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、委員会を設けることができる。
２　委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会及び支部)
第３５条　本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、部会及び支部を設けることができる。
２　部会及び支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章　資産及び会計

(事業年度)
第３６条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
(資産の区分)
第３７条　本会の資産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。
２　基本財産は、次の各号をもって構成する。
　(1) 公益法人への移行日以後に、基本財産として寄付された財産
　(2) その他、理事会において基本財産とすることを決議した財産
３　本会の公益法人への移行時の基本財産は、前項第２号の財産で別表に揚げるものとする。
４　その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)
第３８条　基本財産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるものとする。
２　止むを得ない理由により、基本財産の一部を処分または担保に供する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(資産の管理運用)
第３９条　本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により会長がこれを行う。

(事業計画及び収支予算)
第４０条　本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)
第４１条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第１号及び第２号についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書(正味財産増減計算書)
(5)　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
(6)　財産目録

(備付け帳簿及び書類)
第４２条　主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事の名簿
(3)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 11 章　定款の変更および解散

(定款の変更)
第４３条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解　散)
第４４条　本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第４５条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に揚げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)
第４６条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に揚げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章　公告の方法

（公　告）
第４７条　本会の公告は、電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第13章　事　務　局

（事務局）
第４８条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、所要の職員を置く。
３　重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任命する。
４　事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章　補　則

(細　則)
第４９条　この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　本会の最初の会長は、次のとおりとする。　松本　恭直
３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第３６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
４　第１８条（役員の設置）の改正規定は、平成２７年６月開催の第３回通常総会での任期満了に伴う役員選任時から実施する。

別表　基本財産(第３７条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	百十四銀行　　坂出支店 ３，０００，０００円 高松信用金庫　坂出支店 ２，０００，０００円